

評議員・会長選挙規定

昭和53年12月12日 制定 平成 元年10月23日 改訂
昭和55年12月12日 改訂 平成 9年10月 7日 改訂
昭和56年12月12日 改訂 平成29年10月19日 改訂
昭和60年12月 5日 改訂

第1章 総則

第1条 本規定は会則にもとづき、評議員・会長の選挙について定める。

第2条 会長は選挙のつど選挙管理を行うため、5名以内の委員からなる選挙管理委員会を設置する。

- 委員は正会員の中から会長がこれを委嘱する。
- 委員会は委員の互選による委員長をおく。

第3条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- 1) 評議員選挙の実施
- 2) 会長選挙の実施
- 3) 選挙結果の報告

第2章 評議員選挙

第4条 選挙は正会員の無記名投票による。

第5条 選挙は役員改選の年に評議員会の議により投票締切り日を定めて行う。

2. 会長は選挙の公示を電子メールないし郵送による書面通知または会誌による会告の何れかによって投票締切り日の2カ月前までに行う。

第6条 候補者は公示の時点における会則第18条による正会員全員とする。

2. 選挙管理委員会は候補者の氏名、所属を記した一覧表を作成し、投票締切り日から1カ月前までに、公示の時点における会則第7条による正会員全員に電子メールもしくは郵送による書面で周知する。

第7条 投票は第6条2項に定めた一覧表を用いる Web 上での投票もしくは郵送による通信選挙によりこれを行い、締め切り期日

までに Web 上で投票が完了したものまたは投票用紙が到着したものを有効とする。

2. 投票は評議員25名までを選択または連記としてこれを行う。

第8条 得票数の多い者から順に25名を当選者とする。ただし、得票数が同数の場合は年長者から順に当選者とする。また、当選者に次ぐ者を順に次点者とする。当選者の欠員が生じた場合は、次点者をもって当選者とする。

2. 選挙管理委員は評議員当選決定後直ちに評議員当選者に当選通知書を送付する。

第3章 会長選挙

第9条 選挙は評議員の無記名投票とする。

第10条 選挙は評議員当選者決定日以降少なくとも2週間の投票期間を設けて行う。

2. 選挙管理委員会は評議員当選者に会長選挙通知書を電子メールにて送付する。

第11条 候補者は会則第19条の規定による。

2. 選挙管理委員会は候補者の氏名、所属を記した一覧表を作成し、第10条2項の会長選挙通知書と同時に評議員当選者に送付する。

第12条 投票は第11条2項に定めた一覧表を用いる Web 上での通信選挙によりこれを行い、締め切り期日までに投票が確認されたものを有効とする。

2. 投票は1名のみの記入とする。

第13条 有効投票数の過半数の得票を得た者を当選者とする。

2. ただし最多得票者の得票数が有効投票数

の過半数に達しない場合には、上位2位までによる決選投票を行う。また決選投票で得票数が同数の場合は年長者を当選とする。

第4章 選挙結果

第14条 選挙管理委員会は、選挙直後の総会において選挙結果を報告する。